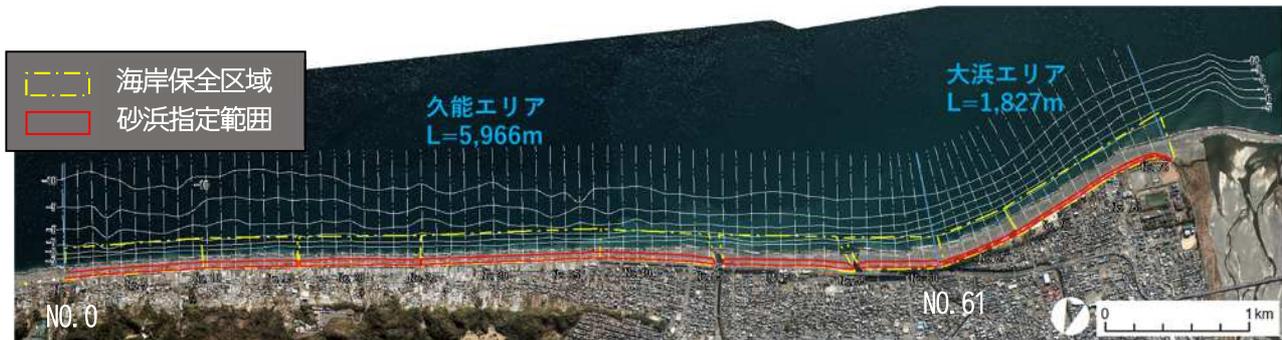


海岸保全施設として指定する砂浜の箇所・範囲等

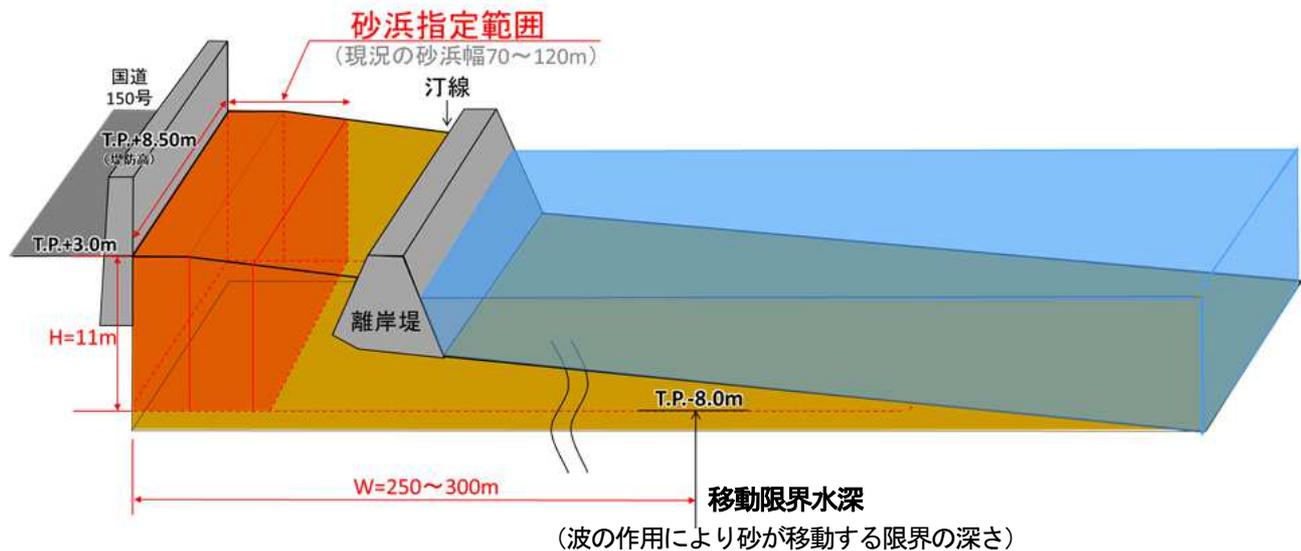
海岸の名称 静岡海岸
 地先名 静岡県静岡市駿河区中島地先～根古屋地先
 指定する区域 安倍川河口から清水海岸境界の砂浜 ※下図の赤枠内の範囲



砂浜指定の範囲(赤枠内の範囲)

海岸保全施設として管理すべき、防護機能を有する砂浜の範囲 (イメージ)

※砂浜を指定する範囲は陸地の範囲ですが、水面下の砂浜も含めて順応的な管理を行うことで、指定範囲の砂浜を将来にわたって維持し、背後地の越波被害を防止します。



	指定範囲
久能エリア (NO. 0～NO. 61)	幅：39m 延長：5,966m
大浜エリア (NO. 61～安倍川河口)	幅：23m 延長：1,827m

◆ 砂浜消失から指定に至る経緯

昭和 30～43 年	安倍川の大規模な砂利採取（年平均 62 万 m ³ 、累計 870 万 m ³ ）により海岸侵食が発生。以後、砂利採取を規制
昭和 48 年～	高潮対策事業により離岸堤等の整備に着手
昭和 50 年代	静岡海岸の全域で砂浜が消失。堤防決壊等の災害が頻発。
昭和 60 年以降	砂浜の回復が進行
平成 17 年	高潮対策事業が完了
平成 30 年	静岡海岸の全域で砂浜が回復（満砂域が清水海岸に到達）
令和 7 年 3 月	静岡海岸の砂浜を海岸保全施設に指定

